

／郡上市／

令和
7年度

結婚新生活 支援補助金



補助金額

夫婦ともに39歳以下

最大 **30** 万円



夫婦ともに29歳以下

最大 **60** 万円

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ

郡上市役所 市長公室企画課

☎ 0575-67-1831

✉ kikaku@city.gujo.lg.jp

申請を希望される方は
事前にご相談ください



郡上市 HP

補助対象

住居費および引越し費用

- ・新居となる住宅の購入、建築費
- ・リフォーム費
- ・住宅の賃料、礼金、敷金、共益費、仲介手数料
(賃料・共益費は上限3ヶ月分)
- ・引越しにかかった費用
(引越し業者または運送業者へ支払った費用)

対象世帯、対象経費の要件については

裏のチェックシートをご確認ください

郡上市結婚新生活支援補助金（令和 7 年度）対象

セルフチェックシート

以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります。



対象世帯

- ☐ 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出している
- ☐ 婚姻日時点の年齢が夫婦ともに 39 歳以下である
- ☐ 申請対象となる住居が郡上市内にある
- ☐ 夫婦の両方、または一方が申請対象の住居に住民登録がある
- ☐ 夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満である

●所得金額	①夫	円
	②妻	円
●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫	円
	④妻	円
夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④）		円

（所得の確認方法）

- 住民税を勤務先を通じて納付する方
→住民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」
給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。
- 上記以外の方
→市民税・県民税の納付通知書の総所得と他の所得（分離譲渡所得等）の合計
- 所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。
（手数料 300 円）

- ☐ 夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない
- ☐ 夫婦ともに 2 年以上市内に居住する意思がある
- ☐ 郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない
- ☐ 過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない
（他市町村での結婚新生活支援事業も含む）



対象経費

- ☐ 住居費、引っ越し費用に対して他の公的補助を受けていない
- ☐ 住居取得やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである
- ☐ 住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、契約日が婚姻日から遡って 1 年以内である
- ☐ 費用の支払いは夫婦のいずれかである